



平成 30 年 1 月 22 日

各 位

株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ
代表者名 代表取締役社長 長 井 啓
(コード番号：6324)
問合せ先 執行役員 上 條 和 俊
TEL 03-5471-7810

発行価格、処分価格及び売出価格等の決定 並びに新株予約権の発行条件等の決定に関するお知らせ

平成 30 年 1 月 5 日開催の取締役会において決議いたしました、新株式発行及び自己株式の処分並びに当社株式の売出し(以下、併せて「グローバル・オフリング」という。)に関し、発行価格、処分価格及び売出価格等が下記のとおり決定されました。また、同日発行を決議いたしました、当社のその他の関係会社であるナブテスコ株式会社を割当先とする第三者割当(以下「並行第三者割当」という。)による第 1 回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)に関し、本日付の取締役会において発行条件等を決議しましたので、平成 30 年 1 月 5 日に公表した本新株予約権の発行に関して確定した情報につきお知らせいたします。

記

I. 新株式発行、自己株式の処分及び株式売出し

1. 公募等による新株式発行

(1) 募 集 株 式 の 種 類 及 び 数	(注) 1.	下記①及び②の合計による当社普通株式	1,566,100 株
		① 海外募集における国際引受会社による買取引受け及び米国プレースメントの対象株式として当社普通株式	1,065,300 株
		② 海外募集における国際引受会社に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式の上限として当社普通株式	500,800 株
(2) 発行価格(募集価格)	(注) 2.	1 株につき	7,322 円
(3) 発行価格の総額	(注) 3.		11,466,984,200 円
(4) 払 込 金 額	(注) 2.	1 株につき	7,010.4 円
(5) 払 込 金 額 の 総 額	(注) 3.		10,978,987,440 円
(6) 増加する資本金及び 資本準備金の額	(注) 3.	増加する資本金の額 増加する資本準備金の額	5,489,493,720 円 5,489,493,720 円
(7) 払 込 期 日			平成 30 年 1 月 29 日(月)

(注) 1. 募集方法は、海外における募集とし、欧州、アジア及び米国を中心とする海外市場(ただし、米国については 1933 年米国証券法セクション 4(a)(2)に基づくプレースメントによる募集(米国における 1933 年米国証券法セクション 4(a)(2)に基づくプレースメントによる自己株式の処分に係る募集と併せて以下「米国プレースメント」と総称する。)に限る。)における募集(下記「2. 公募等による自己株式の処分」に記載の、海外

ご注意: この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに第三者割当による第 1 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933 年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づき登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

における自己株式の処分に係る募集と併せて、以下「海外募集」と総称し、米国プレースメント以外の海外募集を「国際募集」と総称する。)とします。国際募集においては、UBS AG, London Branch 及び SMBC Nikko Capital Markets Limited を海外共同主幹事会社とする引受人(以下「国際引受会社」と総称する。)に国際募集に係る全株式を総額個別買取引受けさせ、米国プレースメントにおいては、UBS AG, London Branch 及び SMBC Nikko Capital Markets Limited をプレースメント・エージェントとします。また、国際引受会社に対して上記(1)②記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を付与します。

2. 会社法上の払込金額は、新株式発行に係る国際募集及び米国プレースメントのいずれについても発行価格(募集価格)から国際募集に係る引受人の1株当たりの対価相当額を控除した金額とし、当社が払込みを受ける金銭の額は、国際募集については払込金額と同額とし、米国プレースメントについては発行価格(募集価格)と同額とします。
3. 上記(1)①に記載の当社普通株式の全てが国際引受会社による買取引受けの対象となり、かつ、国際引受会社が上記(1)②に記載の権利を全て行使した場合の数字です。

2. 公募等による自己株式の処分

(1) 募集株式の種類及び数	(注)1.	下記①及び②の合計による当社普通株式	3,100,000 株
		① 国内一般募集における国内引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式	506,100 株
		② 海外募集の対象株式として当社普通株式	2,593,900 株
(2) 処分価格(募集価格)	(注)2.	1株につき	7,322 円
(3) 処分価格の総額			22,698,200,000 円
(4) 払込金額	(注)2.	1株につき	7,010.4 円
(5) 払込金額の総額			21,732,240,000 円
(6) 申込期間		平成30年1月23日(火)～平成30年1月24日(水)	
(7) 払込期日			平成30年1月29日(月)

(注) 1. 国内及び海外における同時募集とします。

①国内一般募集

国内における一般募集(以下「国内一般募集」という。)とし、SMBC日興証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及び UBS 証券株式会社を国内共同主幹事会社とする引受人(以下「国内引受会社」という。)に国内一般募集に係る全株式を買取引受けさせます。

②海外募集

海外における自己株式の処分に係る募集は欧州、アジア及び米国を中心とする海外市場(ただし、米国については米国プレースメントによる処分に限る。)における募集とし、国際引受会社に米国プレースメント以外の海外における自己株式の処分に係る募集分の全株式を総額個別買取引受けさせます。

2. 会社法上の払込金額は、国内一般募集並びに自己株式の処分に係る国際募集及び米国プレースメントのいずれについても、処分価格(募集価格)から国内一般募集及び国際募集に係る引受人の1株当たりの対価相当額を控除した金額とし、当社が払込みを受ける金銭の額は、国内一般募集及び国際募集については払込金額と同額とし、米国プレースメントについては処分価格(募集価格)と同額とします。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに第三者割当による第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

3. 当社株式の売出し(引受人の買取引受けによる売出し)

(1) 売 出 価 格	1株につき	7,322 円
(2) 売 出 価 格 の 総 額		10,250,800,000 円
(3) 引 受 価 額	1株につき	7,010.4 円
(4) 引 受 価 額 の 総 額		9,814,560,000 円
(5) 申 込 期 間	平成 30 年 1 月 23 日(火)～平成 30 年 1 月 24 日(水)	
(6) 受 渡 期 日	平成 30 年 1 月 30 日(火)	

(注) 引受人は引受価額で買取引受けを行い、売出価格で売出しを行います。

4. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)

(1) 売 出 株 式 数		333,900 株
(2) 売 出 価 格	1株につき	7,322 円
(3) 売 出 価 格 の 総 額		2,444,815,800 円
(4) 申 込 期 間	平成 30 年 1 月 23 日(火)～平成 30 年 1 月 24 日(水)	
(5) 受 渡 期 日	平成 30 年 1 月 30 日(火)	

5. 第三者割当による新株式発行(本第三者割当増資(注))

(1) 払 込 金 額	1株につき	7,010.4 円
(2) 払 込 金 額 の 総 額	上限	2,340,772,560 円
(3) 増加する資本金及び 資本準備金の額	増加する資本金の額 増加する資本準備金の額	上限 上限 1,170,386,280 円 1,170,386,280 円
(4) 申 込 期 日	平成 30 年 2 月 27 日(火)	
(5) 払 込 期 日	平成 30 年 2 月 28 日(水)	

(注) オーバーアロットメントによる売出しに関連して行う、SMBC日興証券株式会社を割当先とする当社普通株式の第三者割当増資をいいます。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに第三者割当による第 1 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933 年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

II. 第三者割当による本新株予約権の発行

1. 決定された発行条件の概要

当社は、本日、下記の表に記載の各条件につき決定するとともに、これらの条件を含め、別紙として添付されている本新株予約権の発行要項に記載の内容で本新株予約権を発行することを決議しております。

(1) 割 当 日	平成 30 年 2 月 6 日(火)
(2) 払 込 期 日	平成 30 年 2 月 6 日(火)
(3) 発 行 価 額	本新株予約権 1 個当たり 49,569 円 (総額 625,511,211 円)
(4) 資 金 調 達 の 額 (注)1.	9,795,143,011 円(差引手取概算額)
(5) 当 初 行 使 価 額 (注)2.	7,322 円

(注) 1. 資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額であります。本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、全ての本新株予約権が当初行使価額で行使されたと仮定した場合の金額ですが、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、当社が買い取るか又は取得した本新株予約権を消却した場合及び行使期間最終日に行使価額が修正された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額が減少する可能性があります。

2. 行使価額は、本新株予約権の行使期間の最終日(平成 35 年 2 月 28 日)に、当該最終日の前日(平成 35 年 2 月 27 日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値とする。)に相当する金額に修正されます。

2. 本新株予約権の発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計(東京都港区元赤坂一丁目 1 番 8 号 代表取締役 黒崎知岳)(以下「赤坂国際会計」という。)は、本新株予約権の発行要項、本新株予約権の割当に関する契約に定められる諸条件、並びに赤坂国際会計が評価基準日(平成 30 年 1 月 22 日)現在の当社の株価、株価変動率、配当利回り、貸株コスト及び無リスク利率等に基づき、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、本新株予約権の価値評価を行っており、価値評価にあたっては当社及び割当先であるナプテスコ株式会社の権利行使行動に関する一定の前提(当社との資本関係及び協業関係の方針に基づき権利行使時期を決定し、割当先による権利行使は権利行使期間に渡り一様に分散的に発生すること、当社と割当先は資本関係及び協業関係を継続する意向であり割当先が当社に対して本新株予約権の買取りを請求する蓋然性が低いこと等。)を想定しております。

当社は、赤坂国際会計が上記前提条件を基に算定した評価額レンジ(本新株予約権の 1 個につき 48,544 円から 50,814 円)を参考に、当該評価額レンジの範囲内で、割当先との間での協議を経た結果、本新株予約権の 1 個当たりの払込金額をグローバル・オファリングにおける募集価格の 6.77%に相当する金額(495.69 円)に本新株予約権 1 個当たりの割当株式数(100 株)を乗じた額である 49,569 円と決定しました。

当社は、本新株予約権の特徴や内容、本新株予約権の行使価額の水準、第三者評価機関による本新株予約権の価値の評価結果を勘案の上、これらを総合的に検討した結果、本新株予約権の払込金額の決定方法及び本新株予約権の払込金額は合理的であると考えており、本新株予約権の発行が有利発行に該当しないものと判断いたしました。また、当社監査役 4 名(うち社外監査役 2 名)全員から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について法令に違反する重大な事実は認められない旨の意見を得ております。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに第三者割当による第 1 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933 年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

【ご参考】

1. 発行価格(募集価格)、処分価格(募集価格)及び売出価格の算定
 - (1) 算定基準日及びその価格 平成 30 年 1 月 22 日(月) 7,790 円
 - (2) ディスカウント率 6.01%

2. シンジケートカバー取引期間
平成 30 年 1 月 25 日(木)から平成 30 年 2 月 23 日(金)までの間

3. 本新株予約権の概要
 - (1) 新株予約権の総数 12,619 個
 - (2) 当該発行による潜在株式数 潜在株式:1,261,900 株
 - (3) 割当先 ナブテスコ株式会社
 - (4) 行使期間 平成 30 年 2 月 9 日(金)から平成 35 年 2 月 28 日(火)

4. 今回の調達資金の用途

①グローバル・オフアリング

公募等による新株式発行及び公募等による自己株式の処分並びに本第三者割当増資による手取概算額合計上限 34,932,000,000 円については、15,000,000,000 円を平成 30 年 3 月までに金融機関から借り入れた短期借入金の返済資金に、残額を平成 32 年 3 月までに生産能力増強に向けた設備投資資金に充当する予定であります。

当該短期借入金は、欧州市場の基盤をより強固にすることを目的に、平成 29 年 3 月に株式の追加取得により子会社化した、ドイツ国に拠点を置くハーモニック・ドライブ・アーゲー(注)の株式取得のために調達したものであります。

生産能力の増強に向けた設備投資の具体的な内容としては、精密減速機の生産能力増強に向けた穂高工場(第 1 工場)及び有明工場(第 2 工場)の設備投資並びに米国子会社における新工場物件の取得、クロスローラーベアリングの生産能力増強に向けた新工場(松本工場)棟建設並びにメカトロニクス製品の生産能力増強に向けた新工場(駒ヶ根工場)棟建設を予定しております。なお、米国子会社における新工場物件の取得に係る設備投資資金については、当社からの融資を通じて充当する予定です。

(注)ハーモニック・ドライブ・アーゲーは、1970 年に設立され、ハーモニックドライブ®をはじめとする精密制御製品を生産及び開発しております。平成 29 年 3 月の株式の追加取得以前から、当社の持分法適用会社としており、マーケティング及びエンジニアリング力を活かした営業を展開し、欧州を中心とする市場において多数の顧客を有しております。

②並行第三者割当

本新株予約権の払込金額の総額と本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合わせた手取概算額 9,795,143,011 円について、8,000,000,000 円を平成 32 年 3 月までに有明工場(第 2 工場)の建物及び新工場棟建設資金に、残額が生じた場合は平成 32 年 3 月までに研究開発資金に充当する予定であります。ただし、本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時期は新株予約権者の判断に依存し、また本新株予約権の行使価額は行使期間の最終日に修正されるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したもののではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。

なお、本新株予約権の行使による資金調達ができない場合には、自己資金・借入金等代替資金調達手段により充当する予定であります。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに第三者割当による第 1 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933 年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

上記①及び②の具体的な資金需要の発生までは、安全性の高い銀行預金等により資金管理を図る予定です。

なお、グローバル・オフリング及び並行第三者割当による本新株予約権の発行の詳細につきましては、平成 30 年 1 月 5 日付で公表いたしました「新株式発行、自己株式の処分及び株式売出し並びに第三者割当による第 1 回新株予約権の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

ご注意: この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに第三者割当による第 1 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933 年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

(別紙)

株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ第1回新株予約権 発行要項

1. 本新株予約権の名称
株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ第1回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)
2. 申込期間
平成30年2月6日
3. 割当日
平成30年2月6日
4. 払込期日
平成30年2月6日
5. 募集の方法
第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権をナブテスコ株式会社に割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式1,261,900株とする(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第11項の規定に従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数
12,619個
8. 各本新株予約権の払込金額
金49,569円(本新株予約権の払込金額の総額 金625,511,211円)
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額(円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。)とする。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに第三者割当てによる第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初7,322円とする。但し、行使価額は、第10項又は第11項に従い、修正又は調整されることがある。

10. 行使価額の修正

行使価額は、本新株予約権の行使期間の最終日に、当該最終日の前日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値とする。）に相当する金額に修正される。本項に基づき行使価額が修正される場合、当社は、当該最終日の前日の17時までにその旨を本新株予約権者に通知するものとする。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに第三者割当による第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 本項の他の規定にかかわらず、本項に基づく調整後の行使価額の適用開始日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

平成30年2月9日から平成35年2月28日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

ご注意: この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに第三者割当による第1回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

当社は、当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転を行うこと（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）を当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をしたうえで、当該組織再編行為の効力発生日より前で、且つ、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権 1 個当たり第8項に定める払込金額に相当する価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印の上、第19項記載の行使請求受付場所に対して提出する。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」が第19項記載の行使請求受付場所に対して提出され、且つ、当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
- (4) 本新株予約権の行使手続等に関する細目事項については、関係政省令、通達等に規定されるるところに従って、別途当社が指定するものとする。
- (5) 本新株予約権者が基準日（会社法第124条第 1 項に定める意味を有する。以下同じ。）の 4 営業日前の日以後に本新株予約権を行使した場合は、当社が交付する株式の増加の記録又は株主名簿の書換が当該基準日後に行われたことにより、本新株予約権者が当該基準日における株主としての権利を取得することができなかつたとしても、当社は、本新株予約権者の受けた損害について責めを負わないものとする。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められる諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、株価変動率、配当利回り、貸株コスト及び無リスク利率等に基づき価値評価を行っており、割当先の権利行使行動に関する一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額は第 8 項記載のとおりとする。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項記載のとおりとする。

19. 行使請求受付場所

株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ 経営企画・財務本部

20. 払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行 川崎駅前支店

ご注意: この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに第三者割当による第 1 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933 年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

21. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項の決定は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上

ご注意: この文書は、当社の新株式発行、自己株式の処分及び株式の売出し並びに第三者割当による第 1 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け又は買付けの勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933 年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。